

平	25.	12.	2
総	4	-	3

財務省説明資料

〔法人課税の在り方〕

平成25年12月2日(月)

財務省

目 次

・ 民間投資活性化等のための税制改正大綱（平成 25 年 10 月 1 日）（抄）	1
・ 平成 23 年度改正の法人税実効税率の引下げと復興特別法人税	2
・ 主要国の法人税率（基本税率）の推移	3
・ 法人所得課税の実効税率の国際比較	4
・ 法人所得課税（国・地方）の税収の推移（対 GDP 比）	5
・ 国民負担率（対国民所得比）の内訳の国際比較	6
・ 法人税の税収力	7
・ 所得金額と繰越欠損金額の推移	8
・ 業種別法人税額	9
・ 業種別法人税の税負担率（繰越欠損金控除前の所得に対する割合）	10
・ 利益計上法人の益金処分の内訳	11
・ 雇用者報酬・企業所得及び民間設備投資の推移	12
・ 日本の立地環境	13
・ 企業の収益力	14
・ 法人税の課税ベース	15
・ 利益・欠損法人数の国際比較	16
・ 法人税の納税状況（平成 23 年度）	17
・ イギリスにおける付加価値税率引上げ等について	18
・ ドイツにおける付加価値税率引上げ等について	19

民間投資活性化等のための税制改正大綱(H25.10.1) (抄)

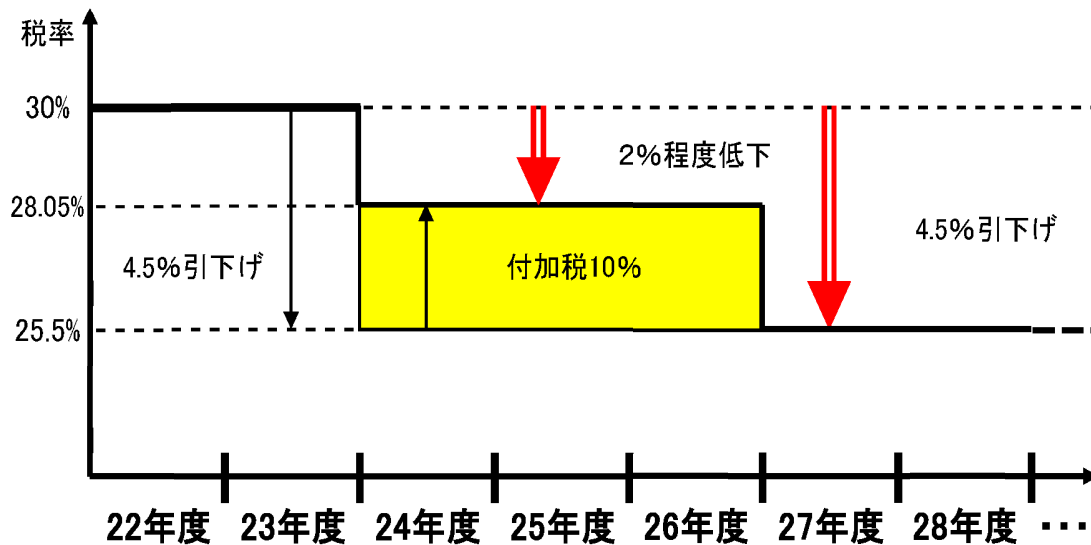
第一 基本的考え方

(法人実効税率関係)

法人課税については、企業の国際競争力や立地競争力の強化のため、国・地方を合わせた表面税率である法人実効税率を引き下げべきとの意見がある。わが国が直面する産業構造や事業環境の変化の中で、法人実効税率引下げが雇用や国内投資に確実に繋がっていくのか、その政策効果を検証する必要がある。表面税率を引き下げ場合には、財政の健全化を勘案し、ヨーロッパ諸国でも行われたように政策減税の大幅な見直しなどによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による財源確保を図る必要がある。こうした点を踏まえつつ、法人実効税率の在り方について、今後、速やかに検討を開始することとする。

平成 23 年度改正の法人実効税率引下げと復興特別法人税

- 平成 23 年度改正において、我が国企業の競争力強化と立地環境の改善を通じて、雇用と国内投資を拡大する観点から、課税ベースの拡大を行いつつ、法人実効税率 5% 引き下げを実施（平成 24 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用）
- 法人実効税率 5% の引下げは、復興特別法人税（法人税額の 10%）の課税期間終了後の平成 27 年度以降に実現。



平成 23 年度改正

法人税基本税率引下げ	▲ 12,194
課税ベースの拡大等	+ 5,849
政策減税	▲ 1,139
その他	▲ 274

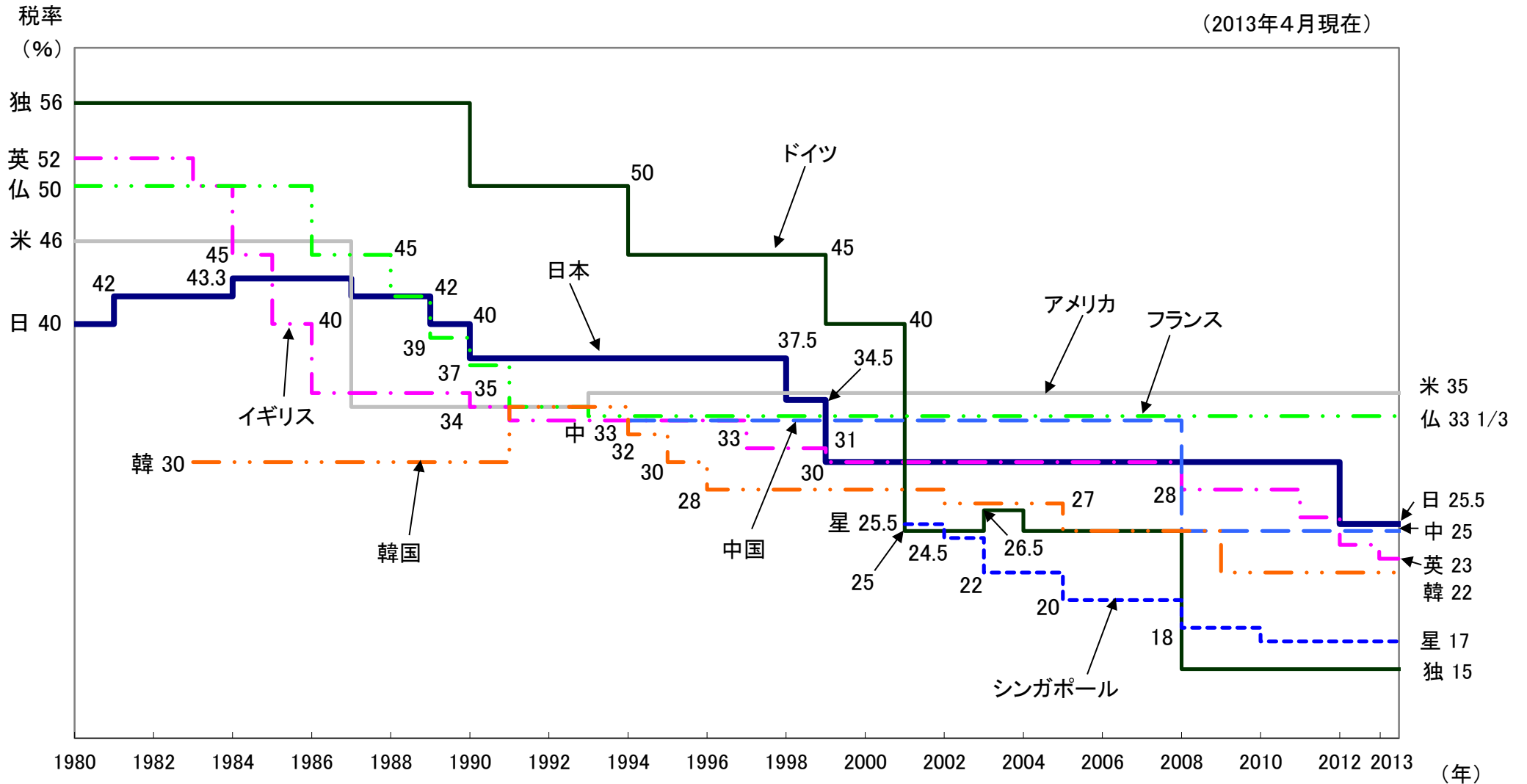
▲ 7,758

約 8,000 億円の
ネット減税

税制抜本改革法第 7 条

3 法人課税については、平成 27 年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。

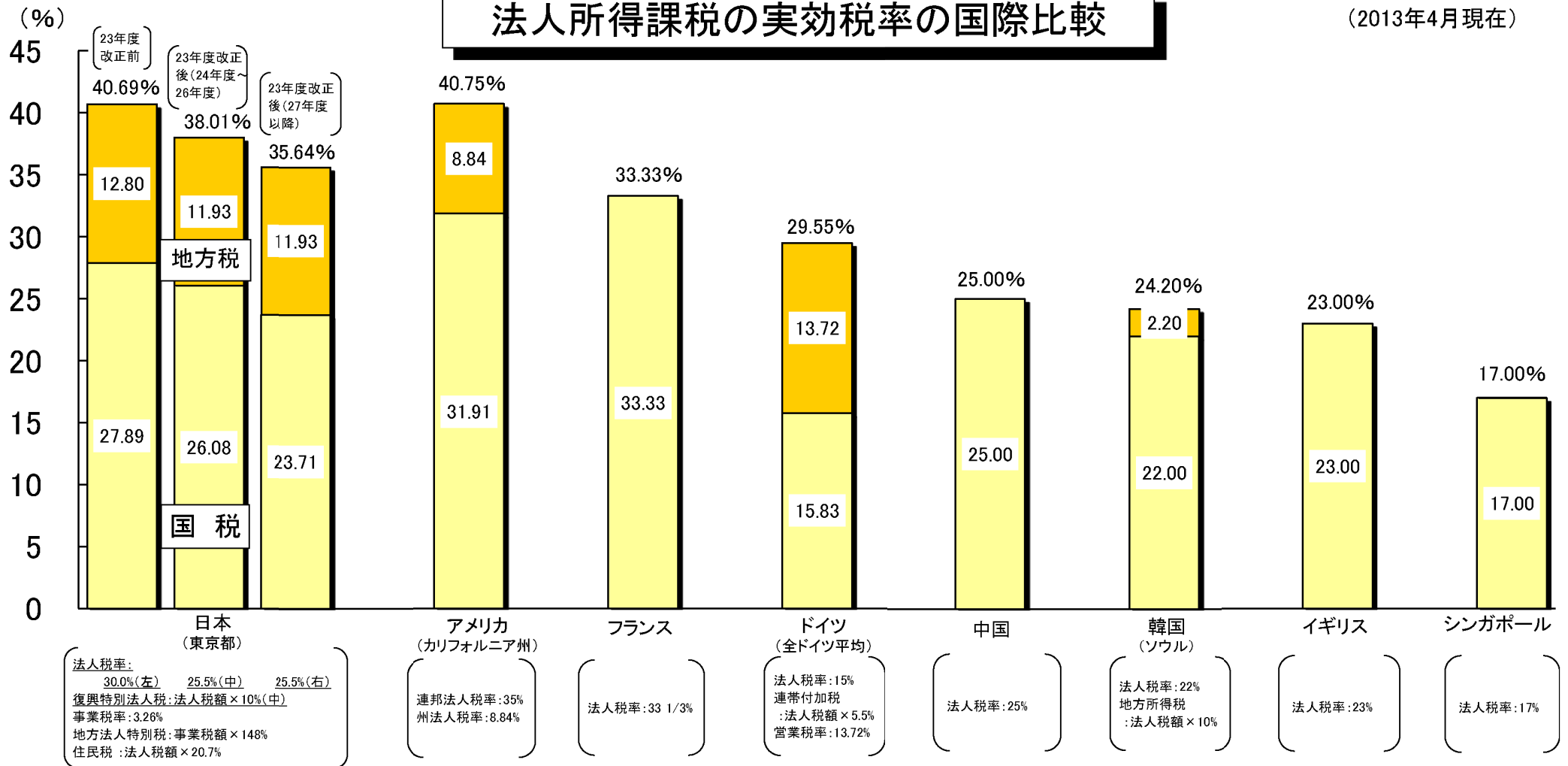
主要国の法人税率(基本税率)の推移



(注1) 韓国は1982年以前、中国は1993年、シンガポールは2000年以前について、資料の制約のため掲載していない。
 (注2) イギリスにおいては、2014年4月より21%、2015年4月より20%に法人税率を引き下げることが検討されている。
 (注3) 上記は国税について示している。なお、上記のほか、日本では事業税及び住民税等、米国では地域により州・市の法人税、ドイツでは連帯付加税(連邦税)及び営業税(市町村税)、フランスでは年間売上高763万ユーロ以上の法人に対し法人利益社会税が課されるほか、国土経済税(地方税)等、韓国では地方所得税(地方税)等が課される。

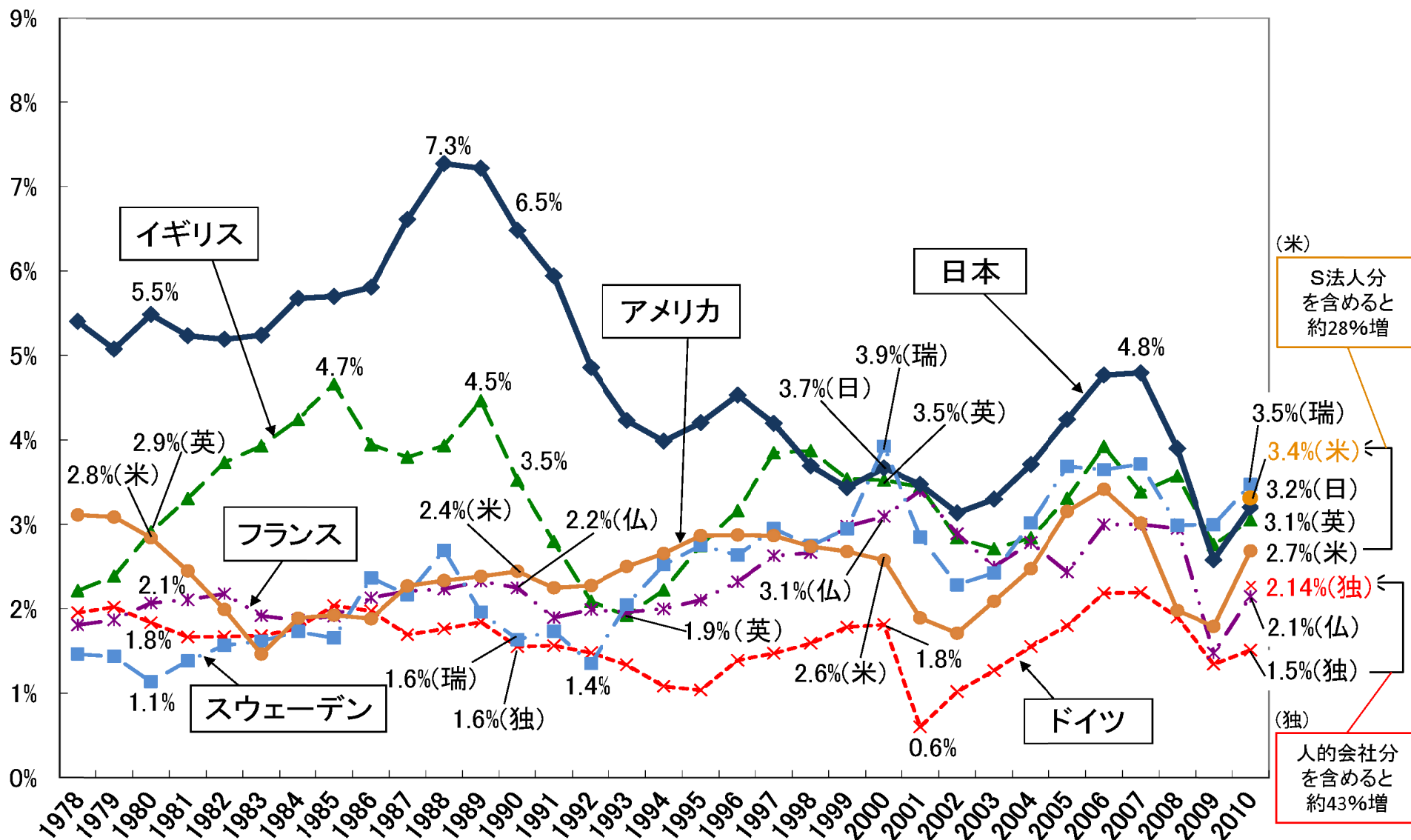
法人所得課税の実効税率の国際比較

(2013年4月現在)



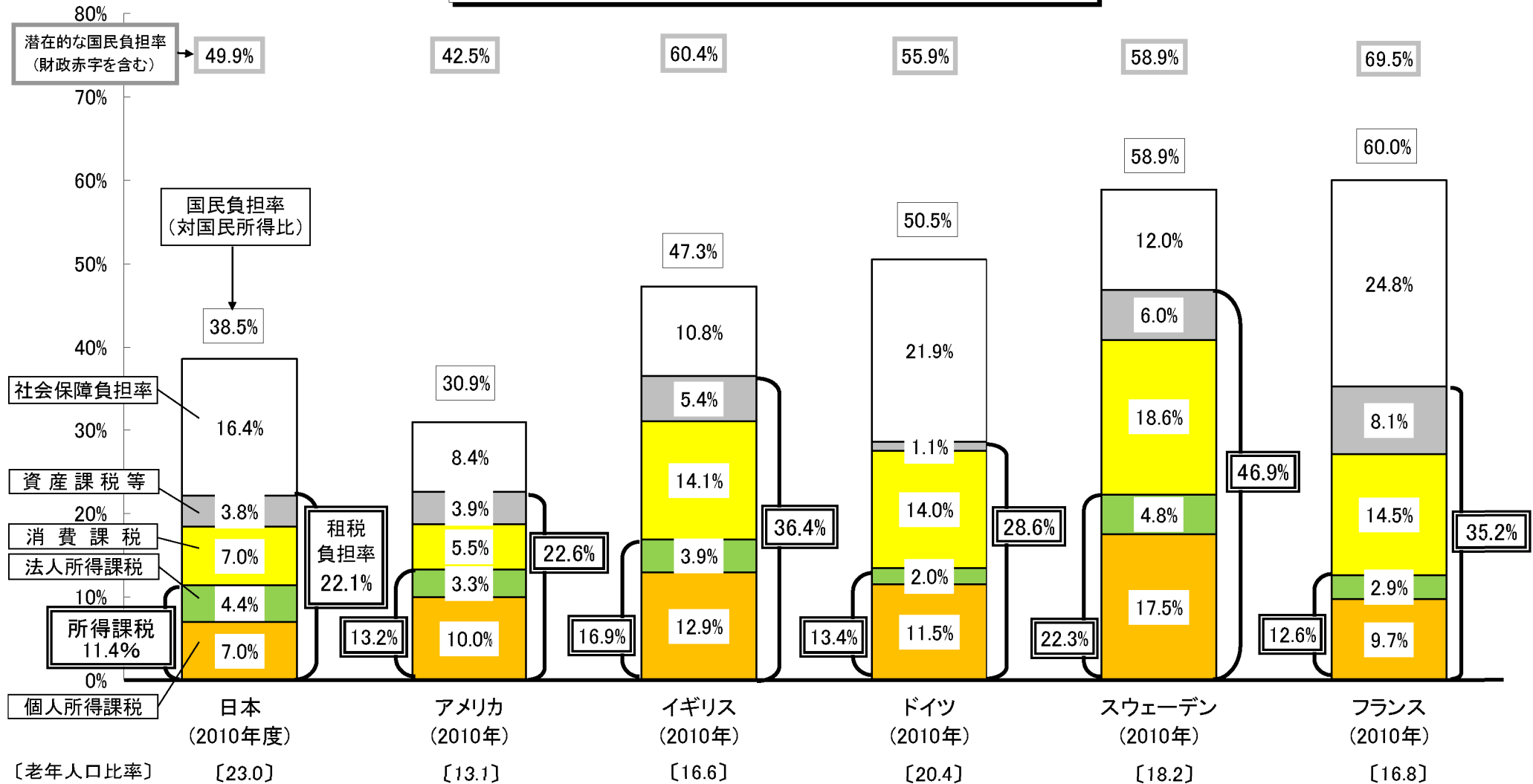
- (注) 1. 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
2. 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される)を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。上記に加えて、平成24年度以降の3年間は法人税額の10%の復興特別法人税が課される。
3. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)を合わせた実効税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では実効税率は連邦法人税率の35%となる。
4. イギリスにおける法人税率は2014年4月より21%、2015年4月より20%に引き下げることが検討されている。
5. フランスでは、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。さらに、別途、売上高2.5億ユーロ超の企業に対する法人税付加税(法人税額の5%)を2012年より導入している(2年間の時限措置)。なお、法人所得課税のほか、国土経済税(地方税)等が課される。
6. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率392%(2011年の全ドイツ平均値)に基づいた場合の計数を表示している。
7. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。
 韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほかに資本金額及び従業員数に応じた住民税(均等割)等が課される。

法人所得課税(国・地方)の税収の推移(対GDP比)



(出所) OECD "Revenue Statistics 1965-2011"、同 "National Accounts"

国民負担率(対国民所得比)の内訳の国際比較



(注) 1. 日本は平成22年度(2010年度)実績、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2011" 及び同 "National Accounts" による。なお、日本の平成25年度(2013年度) 予算ベースでは、国民負担率: 40.0%、租税負担率: 22.7%、個人所得課税: 7.3%、法人所得課税: 4.6%、消費課税: 7.1%、資産課税等: 3.7%、社会保障負担率: 17.3%、潜在的国民負担率: 53.2%となっている。

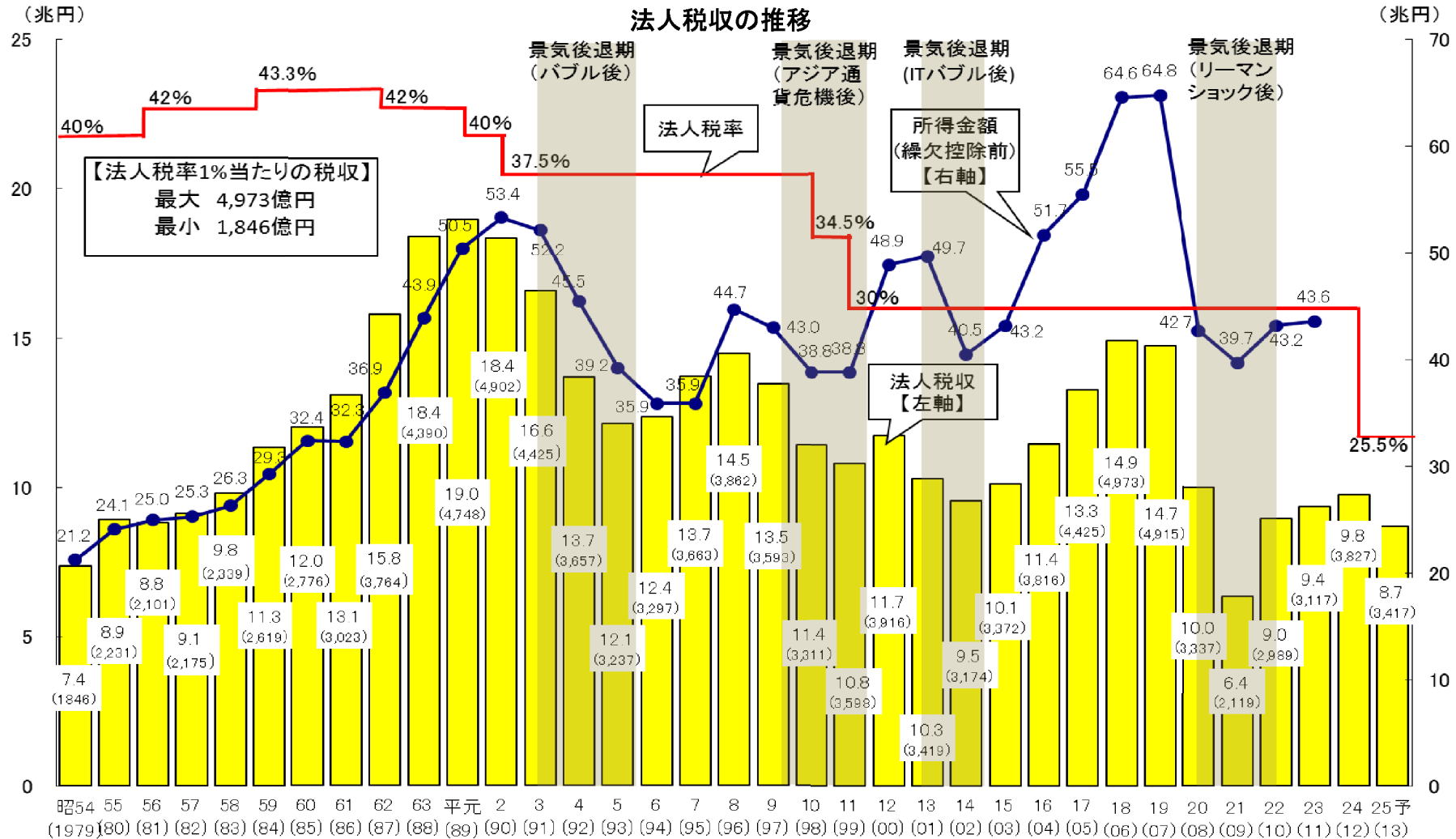
2. 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

3. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

4. 老年人口比率については、日本は2010年の推計値(総務省「人口推計」)における10月1日現在人口、諸外国は2010年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2010 Revision Population Database" による)である。なお、日本の2013年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年(2012年)1月推計)による)は

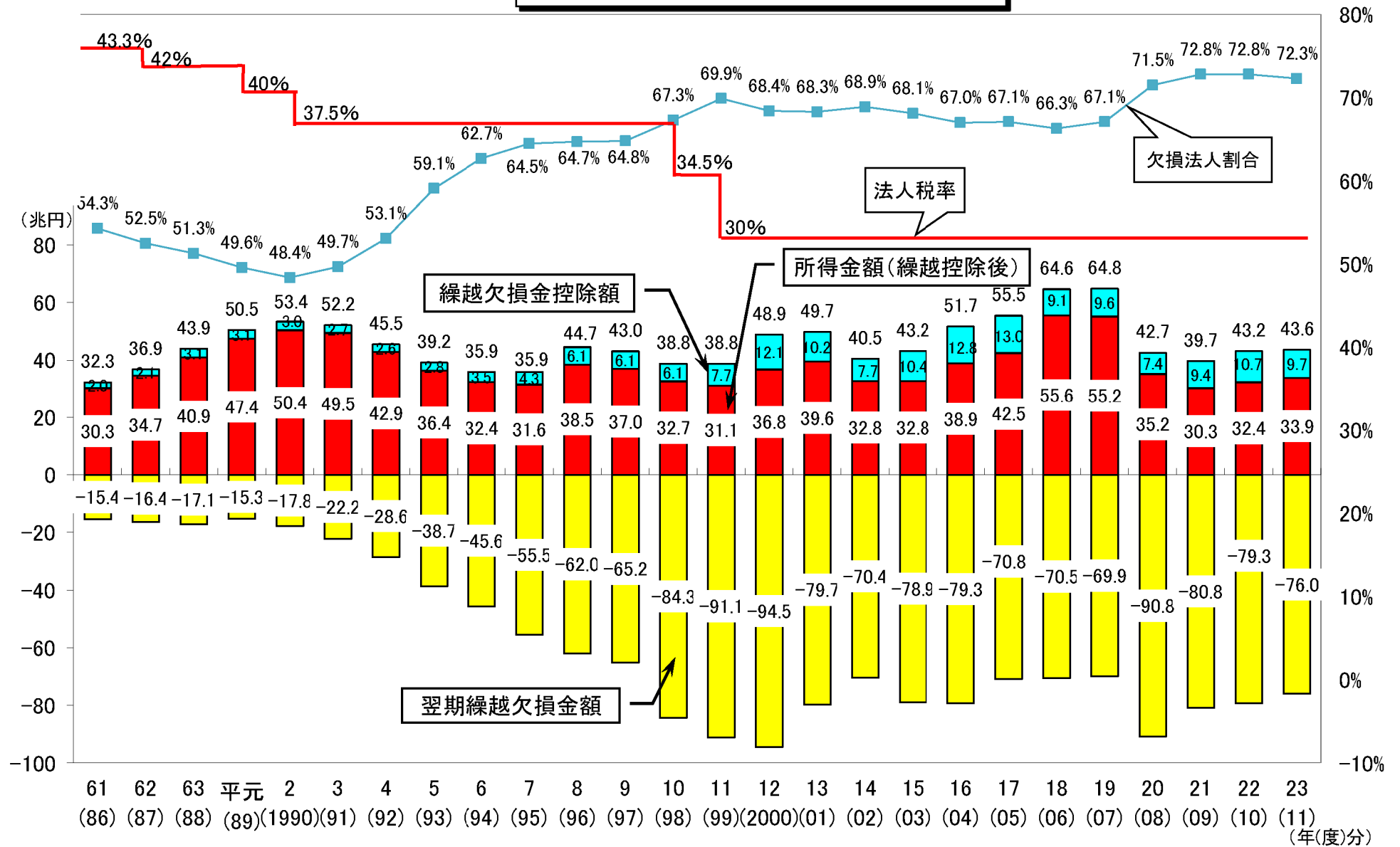
法人税の税収力

- 平成 25 年度予算ベースの法人税収は 8.7 兆円（税収総額（43.1 兆円）の 20.2%）。
- 法人税率 1% 当たりの税収は、足下（25 年度予算）で約 3,500 億円（国・地方を併せた法人実効税率 1% 当たりでは約 4,000 億円）、過去最大で約 5,000 億円。



(注) 1. 法人税収は、24年度までは決算額、25年度は予算額による。
 2. 所得金額（繰欠控除前）は、国税庁「会社標本調査」による。なお、平成17年までは2/1～1/31、平成18年以降は4/1～3/31に終了した事業年度を対象としている。
 3. 括弧内は法人税率 1% 当たりの税収（単位：億円）である。

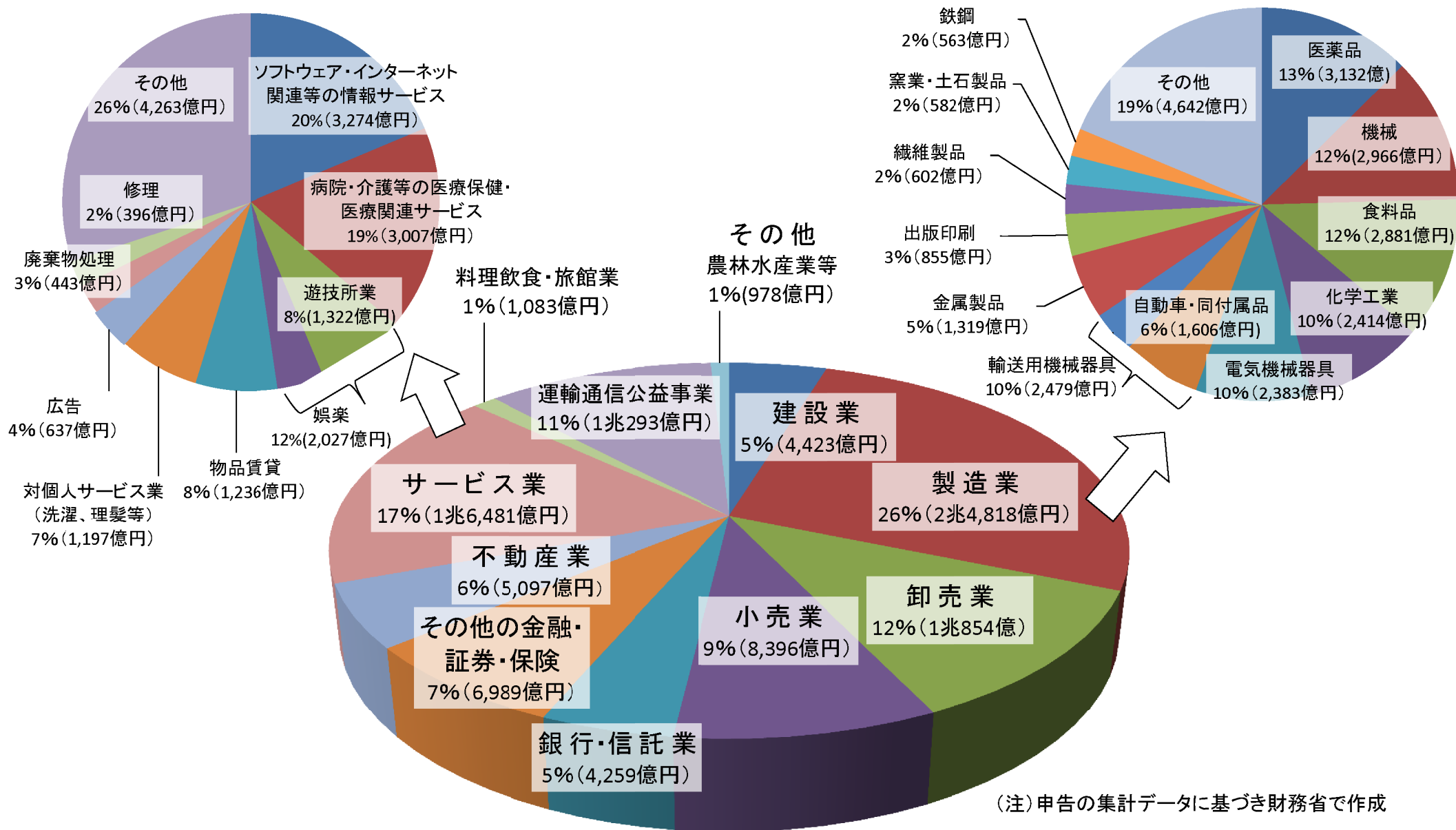
所得金額と繰越欠損金額の推移



(備考) 平成17年分以前は各年の2月1日から翌年の1月31日まで、平成18年度分以降は各年の4月1日から翌年の3月31日までの間に終了した事業年度を対象期間としている。

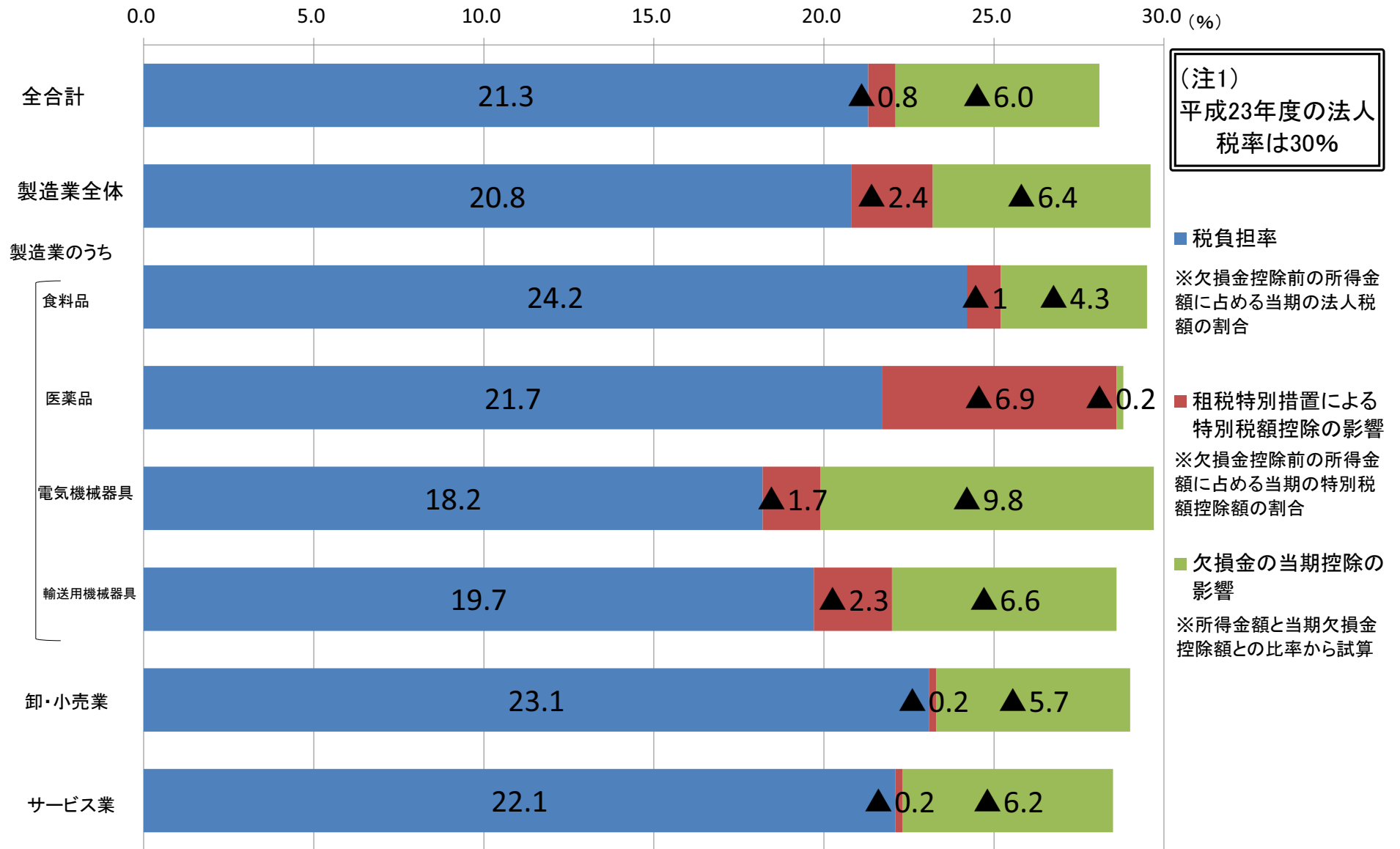
業種別法人税額

業種別法人税額の合計額 9兆3,670億円（平成23年度）



(注) 申告の集計データに基づき財務省で作成

業種別法人税の税負担率(繰越欠損金控除前の所得に対する割合)【平成23年度】

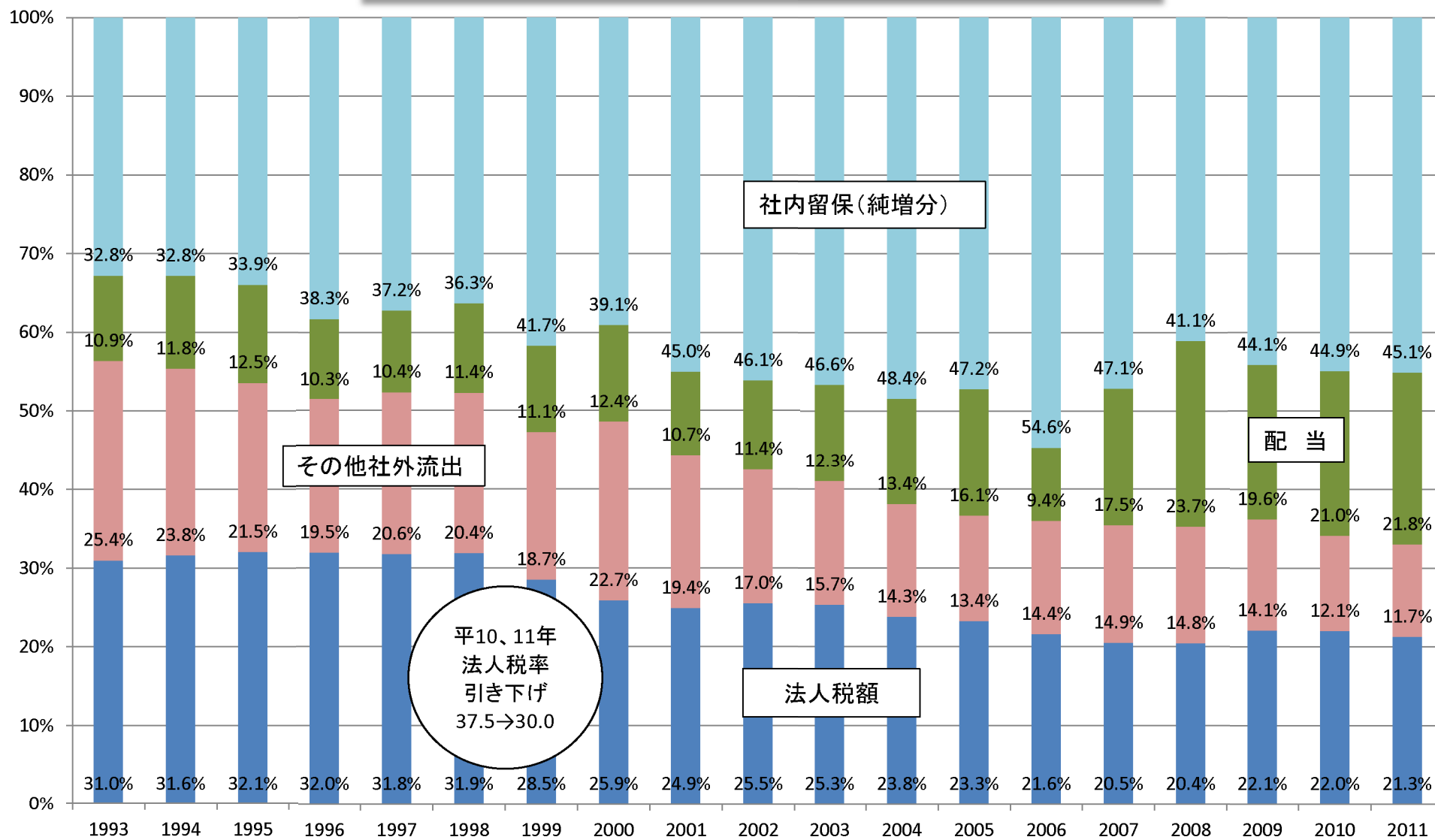


(注1)
平成23年度の法人
税率は30%

- 税負担率
※欠損金控除前の所得金額に占める当期の法人税額の割合
- 租税特別措置による特別税額控除の影響
※欠損金控除前の所得金額に占める当期の特別税額控除額の割合
- 欠損金の当期控除の影響
※所得金額と当期欠損金控除額との比率から試算

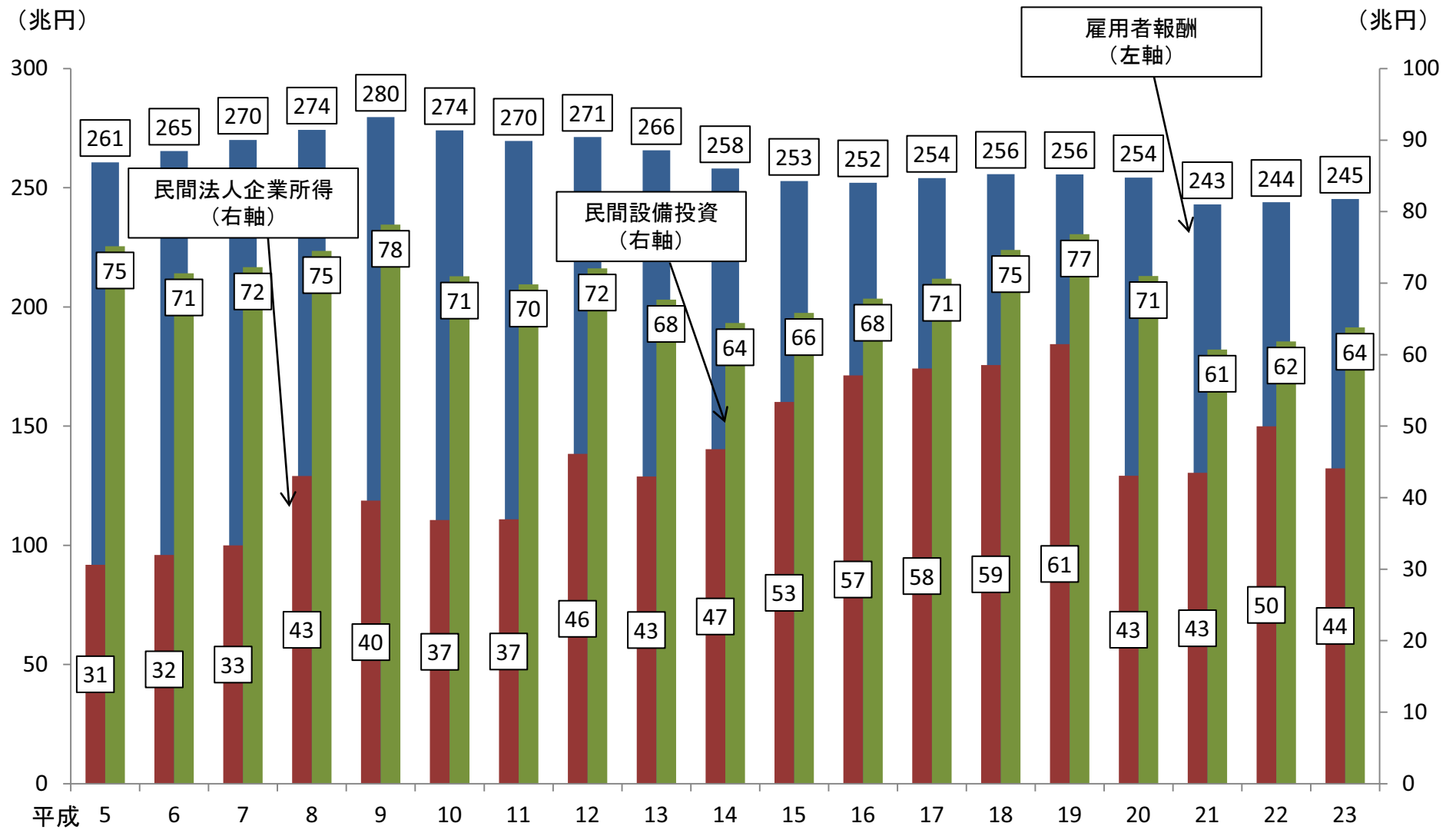
(注2) 申告の集計データに基づき財務省で作成

利益計上法人の益金処分の内訳



(出所) “会社標本調査” (国税庁)

雇用者報酬、企業所得及び民間設備投資の推移



(出所) 「国民経済計算」 (内閣府)

(年度)

日本の立地環境

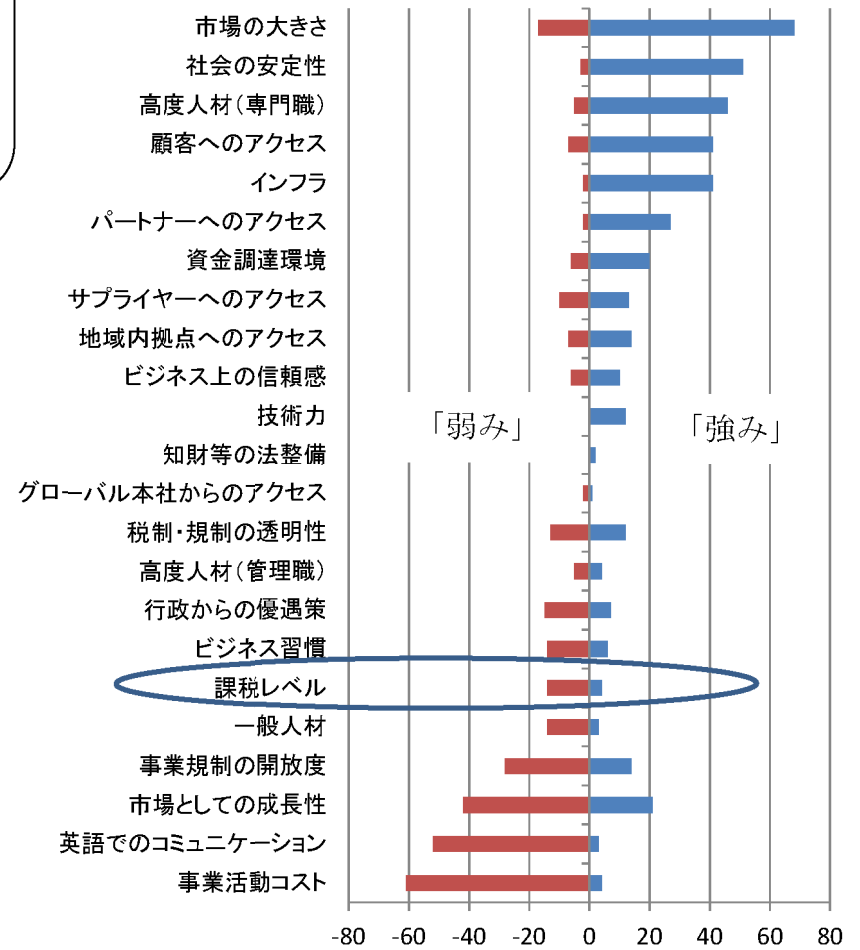
- 外国企業による我が国の評価は改善。
- “課税レベル”よりも、“事業活動コスト”、“英語でのコミュニケーション”、“市場としての成長性”が日本のビジネス環境の「弱み」。

アジア各国の立地競争力(投資先として魅力的な国)

	平成21年度		平成23年度				
	日本		日本	中国	シンガポール	韓国	
研究開発拠点	2	23%	2	1	3	-	0%
地域統括拠点	4	12%	4	1	2	-	0%
販売拠点	4	8%	2	1	4	-	0%
金融拠点	4	12%	3	1	2	10	1%
バックオフィス	4	9%	4	1	3	-	0%
物流拠点	5	3%	3	1	2	-	0%
製造拠点	11	1%	3	1	5	-	0%

(出所) 欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査 (平成 24 年 3 月アクセンチュア経済産業省委託調査)

日本のビジネス環境の「強み」と「弱み」



(出所) 欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査 (平成 24 年 3 月アクセンチュア経済産業省委託調査)

企業の収益力

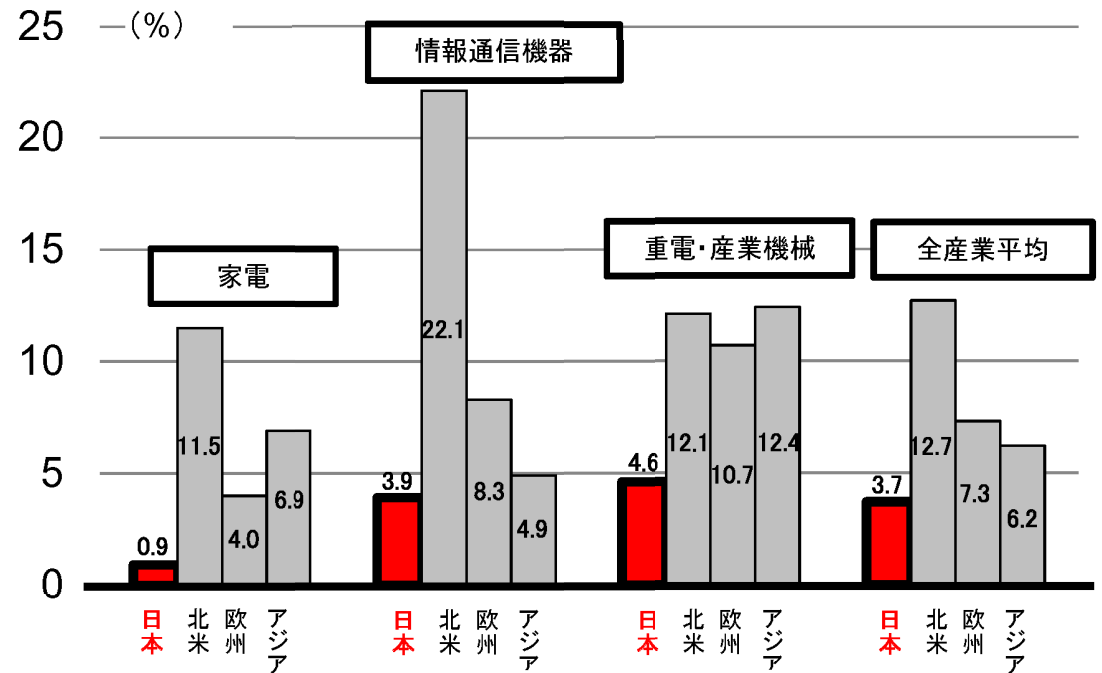
- 納税の発生する利益計上法人の事業コスト（営業費用（売上原価、販管費）、営業外費用、特別損失）は売上げの約95%。一方、売上げに対する法人税額は1.4%程度。
- 日本企業の利益率は国際的に見て極端に低い水準。

利益計上法人の利益構造（対売上比率）

	日 本		韓 国	
	金額 (兆円)	構成比	金額 (兆ウォン)	構成比
売 上	767.1	100.0%	3,450.1	100.0%
税引き前利益	39.2	5.1%	258.4	7.5%
申告所得金額	33.9	4.4%	228.1	6.6%
法 人 税 額	10.4	1.4%	39.6	1.1%
利益計上法人割合	27.7%		67.6%	

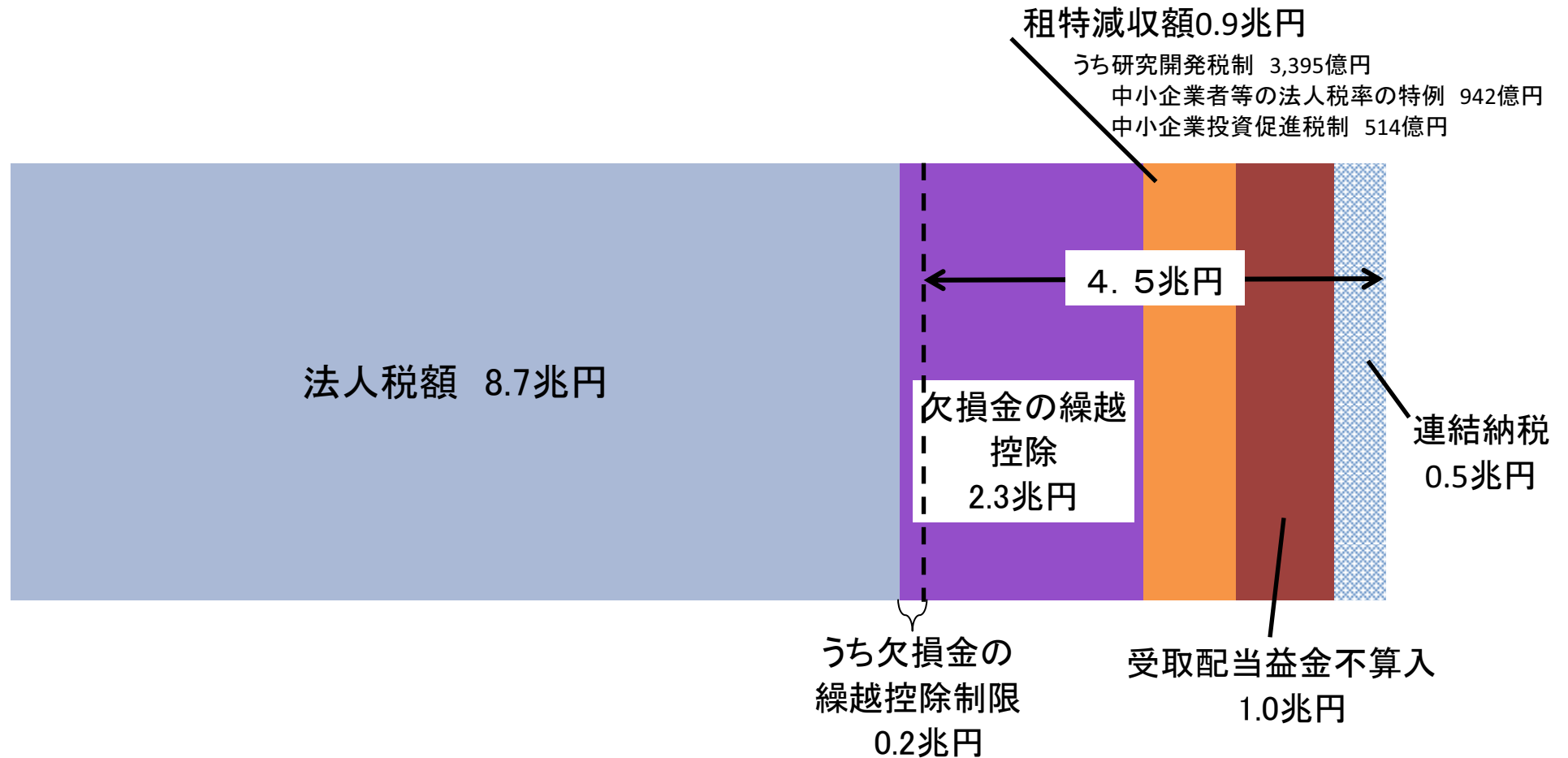
(出所) 日本：平成23年度会社標準調査（国税庁）より推計。韓国：2012年統計年報（韓国国税庁）
 (注1) 日本の税引き前利益は、申告所得金額に受取配当及び海外子会社から受け取る配当等の益金不算入額と繰越欠損金の当期控除額を加算し、寄附金及び交際費等の損金不算入額を控除して算出。
 (注2) 日本：利益処分後の法人税額に、所得税額控除額及び外国税額控除額を加算して算出。韓国：支払税額に外国税額控除額及び最低限税額を加算して算出。

売上高営業利益率の国際比較



(出所) 日米欧アジア機械産業の国際競争力の現状（日本機械輸出組合）

法人税の課税ベース



(出典)平成23年度会社標本調査(国税庁)

(注)1. 欠損金の繰越控除は、大法人及び連結法人(以下「大法人等」という)の控除額(5.51兆円)及び中小法人の控除額(4.20兆円)に税率を乗じたもの。なお、平成23年度改正における欠損金の繰越控除(8割)制限措置による増収見込額は、0.2兆円

2. 租特減収額は、「租特の適用実態調査の結果に関する報告書(第183回国会提出)」における法人税関係特別措置の適用実態調査結果(平成23年度)を基に、一定の前提をおいて試算したもの

3. 受取配当益金不算入は、大法人等の益金不算入額(利益法人:2.43兆円、欠損法人2.98兆円)及び中小法人の益金不算入額(利益法人:0.13兆円、欠損法人:0.24兆円)に税率を乗じたもの。

なお、欠損法人に関しては、その40%が減収に影響するものとして算出

4. 連結納税は、連結法人の申告所得金額(3.04兆円)と個別所得金額(5.00兆円)の差額に税率を乗じたもの

5. 大法人等の税率は25.5%、中小法人の税率は23%を利用

利益・欠損法人数の国際比較

	日本 (2011年度)	アメリカ (2009年)	イギリス (2010年度)	ドイツ (2007年)	韓国 (2011年)
利益法人	71万社 (28%)	79万社 (46%)	92万社 (50%)	57万社 (66%)	31万社 (68%)
欠損法人	186万社 (72%)	93万社 (54%)	90万社 (50%)	30万社 (34%)	15万社 (32%)
法人税 課税対象 法人数	257万社 (100%)	172万社 (100%)	183万社 (100%)	88万社 (100%)	46万社 (100%)

(注1) 欠損法人とは、所得金額が負又は0となる法人及び繰越欠損金を控除した結果所得金額が0となる法人をいう。

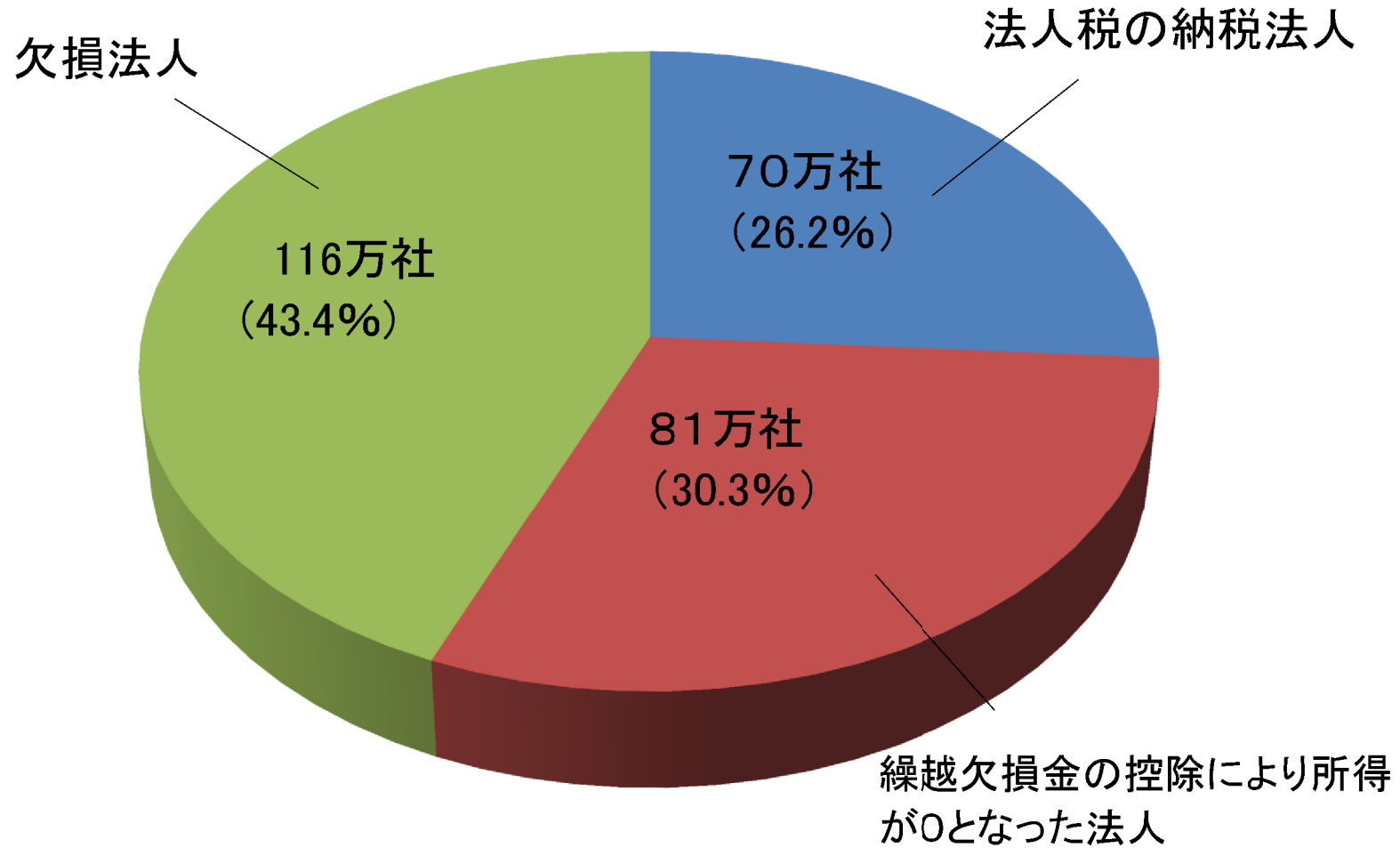
(注2) 法人税の課税対象法人数は、日本は確定申告のあった事業年度数(清算確定分を除く。)、アメリカ・イギリス・ドイツ・韓国は法人税申告書数による。
 なお、アメリカについては、法人段階では課税せず、構成員の所得の段階でのみ課税される法人(アメリカではいわゆるS法人;約405万社(2008年))等は含まれていない。このほか、ドイツについては、法人形態をとらず、構成員の所得の段階でのみ課税される会社(いわゆる人的会社;約260万社(統計の制約上、付加価値税登録者に限られる))が存在する。

(備考) 端数は四捨五入している。

(出典) 日本: 会社標本調査2011年度版、アメリカ: 内国歳入庁統計資料、イギリス: 歳入関税庁『Corporation Tax Statistics 2012』、ドイツ: 連邦統計庁『Statistisches Jahrbuch 2012』、韓国: 国税庁『2012年統計年報』

法人税の納税状況(平成23年度)

全法人合計(約267万社)

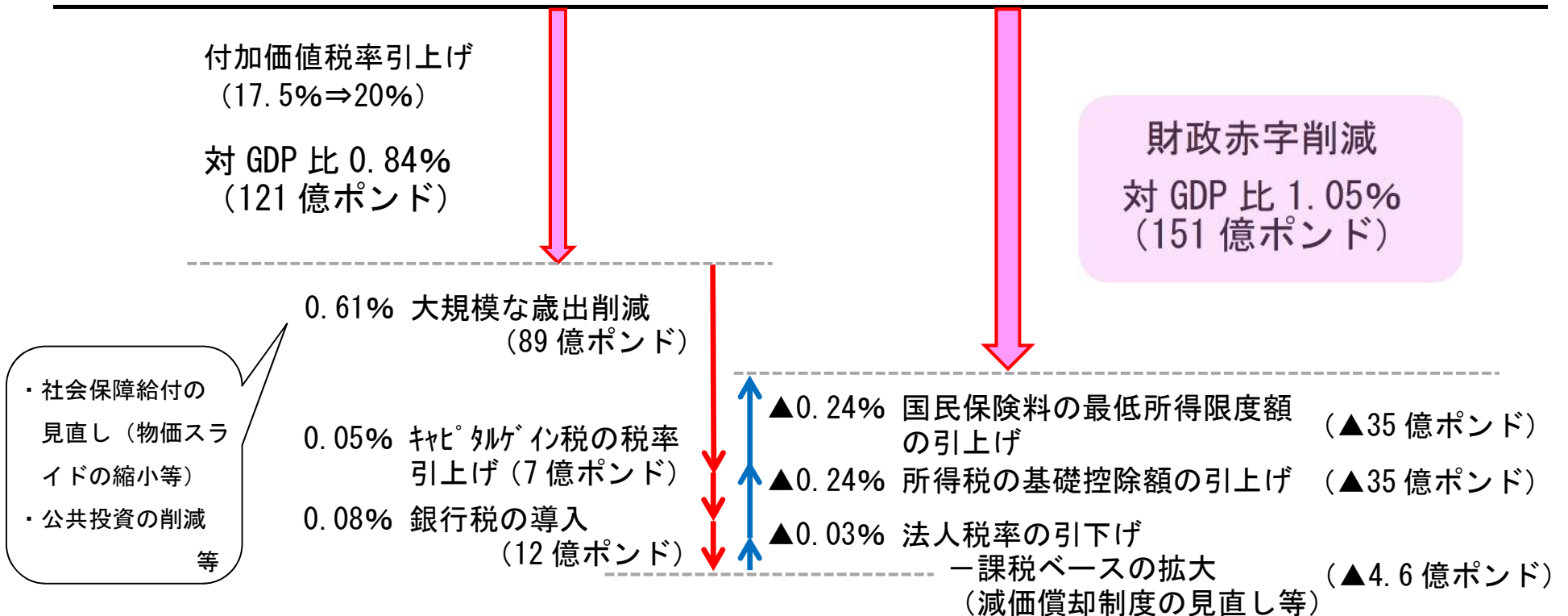


(注)申告の集計データに基づき財務省で作成

イギリスにおける付加価値税率引上げ等について

- キャメロン政権は、2010年の政権交代直後、財政赤字削減のため、付加価値税率の引上げとともに、社会保障を中心に大規模な歳出削減を行う財政再建策（2010～2014年）を策定。
- 2011年度には、歳出削減等により、付加価値税の増税（GDP比0.84%）分を上回る規模（GDP比1.05%）で財政赤字を削減。
- 同年度に法人税率引下げも行われているが、課税ベースの拡大と銀行税の導入により、企業部門全体としてはネット増税。

（2011年度ベース）



ドイツにおける付加価値税率引上げ等について

- メルケルを首相とする大連立政権において、2007年1月から付加価値税率の引上げ等の増税策を実施し、同年には財政黒字（対GDP比+0.2%）を達成。
- その上で、2008年に、法人実効税率の引下げを課税ベースの拡大とあわせて実施。



(参考) ドイツの一般政府財政収支対GDP比 (%)

2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
▲3.8	▲4.1	▲3.8	▲3.3	▲1.7	0.2	▲0.1

(出典) Economic Outlook 93 (2013年6月)

(参考) 課税ベース拡大の主な内訳

- ・ 定率償却制度の廃止
- ・ 営業税（市町村税）の損金不算入
- ・ 支払利息の損金算入制限